

## 社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

### 滑川町

#### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

##### 1. 国民健康保険制度について

###### (1) 埼玉県第 2 期国保運営方針について

- ① 保険税水準の統一方針は拙速です。コロナ禍で慎重に十分な検討が行われたとは言えず、しかも感染が終息したとは言えません。地方分権の観点からも慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

**【回答】** 国からの改正通知等に基づき、県や他市町村の動向を確認しながら、今後も慎重に保険税を検討してまいります。

- ② 法定外繰入解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法 92 条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

**【回答】** 現在滑川町では、国県の方針に従い、法定外繰入を行わずに国保財政を運営しています。しかし、近年は一人当たり医療費も増加傾向にある一方で、今後国の財政支援（保険税負担の激変緩和措置）も縮小されていきます。このような状況下では、法定外繰入も必須の財源とならざるを得ないと捉えております。

###### (2) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

**【回答】** 平成 30 年度税率改正により、7 割、5 割、2 割軽減と均等割額の減額の幅が拡大され、応益負担の負担軽減に配慮しております。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

**【回答】** 令和 4 年度より、未就学時の均等割額を半額とする改正を行い、応益負担の負担軽減に配慮しております。また、子育て支援として幼稚園から中学生までの給食費の無償化、高校終了時までの医療費が無料化事業を行っており、児童・生徒に対する支援は手厚くなっています。このことから子どもの均等割負担の廃止は考えておりません。

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

**【回答】** 国民健康保険は平成 30 年度の制度改正により保険者は市町村と都道府県（埼玉県）との共同保険者となったことにより財政運営の責任主体は埼玉県へと変わり、国民健康保険事業費の財政基盤となる保険税のほか国・県・町からの基盤安定繰入金（法定繰入）で事業運営を賄うこととなりました。

県内の市町村国保では、財政運営が逼迫する保険者が一般会計からの法定外繰入を実施しており実質的な収支は赤字が続いております。そこで国では多額の財政支援（保険税負担の激変緩和措置）を行ないました。

本町においても平成30年度の制度改正に合わせ税の賦課方式、税率変更を行ない財政健全化を図りました。よって埼玉県国保運営方針で定めた赤字解消・削減の取組に従い、本町では一般会計からの法定外繰入れは行なっておりません。

**(3) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

**【回答】** 新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、令和2・3年度は、すべての被保険者（在留期限切れの外国人は除く）に通常の被保険者証を発行しました。

令和4年度については、町の短期被保険者証交付要領に基づき、短期証の発行を行う予定ですが、資格証・短期証でも給付制限は一切ないので、受療権が損なわれることはないと解釈しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

**【回答】** あて先不明者以外は実施しておりません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】** 今年度は発行しておりません。

**(4) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

**【回答】** 減免制度拡充の考えはありませんが、病気の治療が中断することのないように福祉部門等と連携をはかり、生活困窮者等個々の事情に寄り添いながら相談を行っています。

② 令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を国の全額負担で実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

**【回答】** 新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となった場合の国保税減免については対応しております。

**(5) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

**【回答】** 滑川町の規則・要綱にもとづき対応することとしております。また、被保険者の方々の事情も考慮し、福祉部局と連携しながら対応しております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】** 申請者の生活状況を把握するため、世帯状況や収入等を申告していただく必要があります。ご不明な点がある場合は、記載方法等ご案内しております。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】申請者の生活状況の把握や、世帯状況、収入等の確認をさせていただく必要があるため役場での手続きをお願いしています。

(6) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】住民に寄り添った対応を行います。ほとんどの方が納税相談をし、分割納付で完納しています。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】差押え禁止額の計算を行い、法律に基づいて滞納処分を執行します。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】売掛金の差押えは行っていません。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】生活実態に基づき分割納付の相談等を行っておりますが、住民税や固定資産税と異なる特別な対応ではありません。

(7) 傷病手当金を支給してください。

① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】支給対象者については同じ国民健康保険加入者でありながら、該当しない方が確かに出るようになります。国民健康保険は、協会けんぽや組合健保など社会保険に加入できない方が最後の砦として様々な職業、業種の方が加入する保険であるとの特色があります。

今回の傷病手当金についても社会保険の加入者には既に制度としてありましたが、国保加入者には今回の新型コロナの感染拡大防止のため緊急的、特例的な措置として追加されています。

傷病手当金については上位法である健康保険法第 99 条にうたわれていますが（今回の改正の 16 条の部分）その中で、給付金の算定に必要な勤務状況、直近 3 か月の支払い額など事業主の証明が必要になります。また、保険者が支給した金額は事業主から本来は徴収するという規定もあります。そういった理由から事業主等が支給対象者には含まれない可能性があります。

支給する対象者の拡大については国県や近隣市町村の状況を見ながら、健康保険と

してできる対応をしてまいりたいと考えています。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】国の基準に基づいて傷病手当金を支給できるよう、条例改正を行ない、継続しています。今後も国の財政措置や近隣自治体の動向等を把握しながら、傷病手当金の支給にあたってまいります。

## (8) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】運営協議会委員は、滑川町国民健康保険条例に基づき適正に委嘱していきます。現状では委員の公募制は考えておりません。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】国保を運営する上で、幅広く意見を取り入れることは重要であると理解しております。まずは、代表機関である国保運営協議会の委員の意見を反映するとともに国保事業の安定化を図ってまいります。

## (9) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】今後、検討してまいります。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】集団健診においては大腸、肺、前立腺がんを同時実施しております。今後、保健部門と連携し検討していきます。

- ③ 2022年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】「令和4年度 市町村国保ヘルスアップ事業計画」に基づき、対象者を抽出し、郵送で受診勧奨を行います。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】個人情報保護関連例規に基づき、適切に管理してまいります。

## 2. 後期高齢者医療について

- (1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の医療費が増加する一方、それを支える若い世代が減少し、負担がさらに大きくなっている中で、負担能力のある

方に可能な範囲でご負担いただくことにより、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが、重要な課題となっています。国民皆保険制度を未来につないでいくためのものでもございますので、要請については、他市町村や県の動向を見ながら慎重に検討していきたいと考えております。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】2割負担になった際の配慮措置として、施行後3年間、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加分が3,000円に収まる措置が導入されます。後期高齢者医療につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者でございますので、独自の軽減措置につきましては、他市町村や県の動向を見ながら慎重に検討していきたいと考えております。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】高齢者が安心して暮らせるように【高齢者の見守りネットワーク】を通し、関係機関との連携を図り、高齢者の見守りを継続して実施していきます。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】健康長寿事業として【毎日1万歩運動】や【健康長寿サポーター養成事業】を行っており、また高齢者の方を含めて運動教室等を行っております。拡充については他市町村や県の動向を見ながら担当課同士で連携を取りながら進めてまいります。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】長寿健診につきましては、無料で実施いたします。人間ドック、ガン健診、歯科健診につきましては昨年度と同様の補助、自己負担となっています。基本的には受益者負担の観点から有料での実施をおこなっており、今後については、他市町村や県の指導を仰ぎながら、担当課同士で連携をとりながら進めてまいります。

### 3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】この件について協議を行っている川越比企地域保健医療・地域医療構想協議会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、方針についての検討が進んでいないと聞いています。今後、協議会の方針が決定され、市町村の医療体制に著しく不都合が生じる可能性が高くなった場合は、近隣市町村と協力して申し入れ等を行ってまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】県内、近隣市町村の状況を調査し、可能な施策があるかを検討します。

#### 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】令和3年度から増員により体制強化を図っています。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】近隣市町村とも協調し、要望について検討します。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】埼玉県補助により既に実施中と聞いております。町として実施の予定はありません。

(4) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】無症状者を含む住民への検査は、定期的且つ継続的に実施しないと感染予防効果が低いと考えられますが、実施には相当の財政負担が伴いますので、実施の予定はありません。引き続き感染予防対策の徹底を呼び掛けてまいります。

(5) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】町では、接種を希望する方全員の接種が可能なワクチンを備え、体制を整備しております。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】当町においては第8期介護保険事業計画策定時に保険料の引き下げを実施し基準額を5,000円に見直したところでございます。今後も基金の状況や介護予防に力を入れ保険料の上昇の抑制に努める所存です。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2021年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2022年度も実施してください。

【回答】介護保険料の減免については条例に基づき実施しております。

2021年度の減免実施件数は0件でございました。

2022年度においても引き続き実施してまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】介護保険料の減免については条例に基づき適宜行い低所得者の個々の状況に迅速に対応できるよう努めてまいります。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】当町においては利用者負担軽減制度を実施しております。

実績については令和3年度116件、4,572,500円となっております。

(2) 昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】昨年の改正による影響を受けた方から利用抑制になっている等の苦情は特にありませんがケアプランのチェック等を強化し利用抑制にならないよう適正化に努めます。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】当町においては毎年低所得者の方を対象に利用者負担軽減制度を実施しております。

また高額介護サービス費の支給も行っており食費と居住費以外の助成で補っております。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】自治体としての財政支援は困難ではありますが国、県に対して引き続き要望してまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】令和3年度においてマスクやゴム手袋等埼玉県提供により迅速な配布に努めました。今後とも防災担当や埼玉県と協議しながら実施していきたいと考えております。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】60歳以上または18歳以上の基礎疾患をお持ちの方の4回目のワクチン接種については7月7日から実施中です。医療従事者、高齢者施設などの従事者については、7月22日から接種対象となりましたので、7月中旬から接種券の希望者を町ホームページで募集して希望者には、順次、接種券をお送りし、接種が受けられるようになっていきます。また、公費による定期的なPCR検査については、埼玉県による抗原検査キットの無償配布事業等が行われており、それぞれの施設でも活用されているとのことですので、町としてPCR検査を実施する予定はありません。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】基盤整備については介護保険事業計画において必要性や需要等を検討し整備していきます。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の三職種を配置しております。各専門職が介護支援専門員の資格を取得・更新し、地域包括支援センターの体制の充実に取り組んでいます。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】埼玉県の実業と合わせ介護福祉従事者の離職防止、確保、定着について広報やパンフレットの配布、ケア会議でのPR活動に努めてまいります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】当町では、教育委員会、福祉課、健康づくり課で情報を共有し、ケース会議を適宜実施し、ヤングケアラーが埋もれてしまうことのないよう、早期発見・早期対応を行っております。ヤングケアラーと認識された場合には、本人と相談を持ち、状況把握に努め、関係機関との連携・接続を進め、状況の改善に努めております。

また、幼稚園、小・中学校の教職員は、園児児童生徒と直接関わる立場のため、ヤングケアラーの存在に気づきやすい立場であることを踏まえ、令和4年度は町全体で教職員研修を実施しました。日本ケアラー連盟から講師を招聘し、講演を開催しました。これによりヤングケアラーに関する基礎知識を習得することで、教職員による早期発見に繋げ、その後の支援等に対応する力を身に付けることが出来ました。

さらに、中学校では県教育局人権教育課と協働し、教職員向けの研修と生徒向けの研修を実施しました。生徒自身もどのような状況がヤングケアラーとなるのか、そしてその時どう対応すればよいかということについて、学ぶことが出来ました。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】現在保険者機能強化推進交付金につきましては国によるアンケート実施が行われる等見直しが検討されております。交付要件が大変わかりづらく膨大な事務量がかかる上に自治体によって偏った給付になりかねないため当町といたしましてもよりよい交付金になるよう県や国に要望していく所存でございます。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】国に対して国庫負担割合の引き上げについて直接要請することは困難ではありますが利用者の負担が増えることのないよう県を通して国に要請するよう検討してまいります。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品の安定供給にするための手立てを取ってください。感染者が出た場合には、必要な用品を提供できるようにしてください。

【回答】障害者施設の入所者、通所者に対しては、県より消毒液、マスクの配布が直接あり、特に不足などの連絡や相談がないため、足りていると認識しております。

(2) 感染者等が出た時の、事業所利用者・職員のPCR検査を補助してください。自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】PCR検査については、保健所の指示のもと無償での検査となっております。また、埼玉県より各施設へ抗原検査キットの購入補助がされております。

(3) 障害者施設の職員不足は、コロナ禍で一層、深刻化しています。市町村行政として、有効な手立てをとってください。

【回答】障害者施設の指定については、県で実施しているため、施設職員の現状が不明な点が多いですが、協力できる部分があれば協力していきたいと考えております。また、福祉への興味を持つことができるように福祉教育の実践を進めてまいります。

(4) ワクチンは障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は、日ごろ利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】現在は、ワクチンの優先接種をしなくてもワクチン接種は可能であり、町内の指定医療機関でも予約、接種可能となっております。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援を検討してください。

【回答】滑川町では面的整備により地域生活支援拠点事業を整備しております。単独でできない部分については、広域整備として自立支援協議会の活用をしながら対応しております。ヤングケアラーについては、教育委員会、高齢介護課と連携しながら、必要な方へは福祉サービスの導入をし、ヤングケアラーへの支援を実施していきます。

(2) 施設整備の充当は必須の課題です。独自補助の予算化を進めてください。

【回答】施設の数、現状では足りている状況であり、施設整備については独自補助の予定はありません。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】障害者当事者の声には耳を傾け、できる範囲で事業へ反映できるよう取り組んでいきます。

### 3、障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、将来的に必要な生活の場に対する計画を作成し、年次にあった設置を進めてください。

【回答】町内に、入所施設が2カ所、グループホームは3カ所あり、町内外から利用されている方がいます。施設入所やグループホームの希望があれば、待機にはならず、本人の障害種別、状況にあった施設等を見つけていけるように支援していきます。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】民生委員、相談支援事業所などと連携しながら、老障介護家族の把握、緊急対応ができるような体制整備に努めていきます。

(3) グループホームや入所施設の利用者や家族が帰省を希望しても、家族が高齢のため、迎えや家庭での受け止めができないため、帰省をあきらめてしまわないように、帰省できる支援体制を作ってください。

【回答】グループホームや施設入所者については、本人や家族の状況を各施設、相談支援事業所と情報共有しながら支援を行っております。家族より帰省するために検討して欲しいと相談があれば、個別に対応いたします。

### 4、重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。  
【回答】現状では、埼玉県の補助金交付要綱と同様に所得制限、年齢制限を設けておりますので、県が対象者を拡大することがあれば、その都度、対応いたします。
- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。  
【回答】10月より埼玉県内は県と協定を結んでいる医療機関について、現物給付となります。
- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。  
【回答】埼玉県の補助金交付要綱に合わせていますので、県が対象拡大をすれば対応いたします。
- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、単なる加齢による重度化とは区分けし、その実態を相談機関とも共有し、医療機関に啓発を行ってください。  
※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えていません。  
【回答】一人一人の障害状態を確認しながら、相談支援事業所と連携し、適切な機関へ伝達していきます。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとってメニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。  
【回答】滑川町は実施済みです。
- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。  
【回答】令和3年度の町単補助分については、1, 229, 612円となります。
- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。  
【回答】利用者の多くの方が利用限度時間の150時間に達していないため、現状では利用時間の拡大は考えておりません。
- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。  
【回答】生活サポート利用者一律に1時間あたり450円の補助を実施し、利用料の減額を図っております。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】県の補助の増額については、機会があれば要望していきます。  
低所得者も町の補助により1時間500円負担で利用できるように  
助成をしております。

## 6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券  
(補助券)の検討を進めてください。

【回答】近隣市町村等の動向を見ながら、配布枚数の検討をしていきます。  
福祉タクシー制度については、県とタクシー協会で協定を結んでいる事業となります。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き  
添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入  
しないようにしてください。

【回答】障害の等級による制限はありますが、所得制限、年齢制限は導入しておりません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事  
業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】町の財政負担も大きいことから、県への補助事業としての働きかけを実施して  
まいります。

## 7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザード  
マップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 新たなガイドラインに即して、指定福祉避難所の確保に努め、個別避難計画を丁寧に作成し  
てください。

【回答】福祉避難所に関しましては、2022年に町内の民間事業所3箇所と協定を締結し、避  
難所を確保しております。引き続き福祉避難所の確保に努めてまいります。また、個別  
避難計画につきましても、関係課局と連携し適切に作成してまいります。

(2) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてくださ  
い。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】希望者に関しましては、避難行動要支援者名簿に加えております。  
登載者の避難経路、避難場所の確認も地域の自主防災会や民生委員等  
の協力を得ながら随時確認をしてまいります。

(3) ハザードマップに照らして、事業所や個人宅の危険性を周知し、適切な支援をしてくださ

い。

【回答】ハザードマップにつきましては、広報紙やホームページ等を活用し周知・啓発を図っております。今後も、引き続きハザードマップの周知を図るとともに、事業所や個人からの相談があれば個別に対応してまいります。

(4) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】福祉避難所について、民間の施設の協力も得ながら整備を検討してまいります。また、福祉避難所については必要に応じて開設をするため、直接の避難が難しい状況ですが、できるだけ早く要望をくみとり、福祉避難所に入れるよう努めてまいります。

(5) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】救援物資の受け取りは、基本的には避難所になると考えておりますが、避難所以外で避難されている要支援者に関しましては避難場所が特定でき、移動が困難な場合は、地域の自主防災会や民生委員等の協力を得ながら物資が届けられるよう努めてまいります。

(6) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】災害時には、地域での共助が必要なことから、現在は地域の自主防災会や民生委員には要支援者の同意のもと、名簿を開示しております。その他の支援団体への開示につきましては、必要性も含め協議検討してまいります。

(7) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】本町では、総務政策課に「人権・自治振興担当」を設置し、災害対策を実施しており、健康づくり課に「保健予防担当」を設置し、感染症対策を実施しております。本町は、小規模な自治体であり、他の自治体と比較しますと職員数も少ないことから、担当課の設置は現在のところ難しい状況です。そのため、日ごろより互いに情報を共有し連携することで災害時の感染症対策に対応しております。今後におきましても保健所などにも働きかけ、関係部署と連携を図り、自然災害・感染症対策等に引き続き努めてまいります。

## 8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、など動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところで

は、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】居宅介護、通所サービス、入所サービス、相談支援事業など大きなウエイトを占める部分の予算削減は実施しておりません。数年の間、全く利用のない事業については、需要がないことから廃止させていただいております。

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

##### 【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】入所を希望した児童のうち、認可保育所に入所できなかった児童は7名です。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】4/1 時点での年齢別受入児童総数は以下の通りです。

0歳児： 42名

1歳児： 104名

2歳児： 114名

3歳児： 127名

4歳児： 135名

5歳児： 132名

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】滑川町は公立幼稚園を設置しているため公立保育所の開設予定はありません。認可保育所については来年度に1園新設予定です。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】公立保育所がないため、育成支援の受け入れ枠は設けておりません。

障害児保育事業については県補助への上乗せ補助をしております。

また、特別児童扶養手当受給児童及び、障害者手帳等を未取得だが同等の障害があると認められる児童について、加配している保育所には町単独で補助をしております。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保

育施設を増やしてください。

【回答】現在のところ、移行の予定はございません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】 公立保育所がないため、人員についてはそれぞれの園の判断で雇用されています。安心・元気保育サービスや3歳児配置加算等、基準より少人数での保育に対する加算や補助金については、町内の多くの園が活用しております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 検討してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】滑川町では給食費無償化により、保育所入所児童については月4,500円を上限に給食費を補助しています。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】認可外保育施設にも基準を定め、立入監査を年1回実施しております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】年に数回開催の町内保育施設連絡会議にて、施設に問題点があれば確認し、解決できるよう指導監督に努めております。

育児休業の取得については、下の子が1歳に達する年度末までは、上の子の継続入所が可能であると定めてあります。

## 【学童】

### 6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】現在定員に満たないクラブもあるので、当面増設の予定はありません。

また、いくつかのクラブに希望者が集中してしまう場合は、支援の単位を増やす等の対応を行う場合があります。

### 7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】滑川町においては、補助基準額の範囲内において両事業を実施しています。

### 8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】滑川町において公立公営の放課後児童クラブはございません。

## 【子ども医療費助成】

### 9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、今年(2022年)10月から実施します。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】すでに実施しております。引きつづき継続する予定です。

(2) 高校性や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】滑川町は子ども医療費無償化を「18歳年度末」としており、高校生に対しては引きつづき継続する予定です。大学生などに対しての対象年齢拡大は考えてございません。

(3) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】すでに実施しております。引き続き継続する予定です。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】町ホームページでは、制度の説明とともに埼玉県ホームページのリンクを貼り、情報の確認をいただけるようにしております。また、窓口でも保護のしお리를用いて説明しております。

### 2 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、昨年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】御要望の内容は、事務所管の埼玉県西部福祉事務所に共有いたします。また、申請時に扶養照会について申し出があった方については漏れなく埼玉県西部福祉事務所に情報共有しておりますので申し添えます。

### 3 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】御要望の内容は埼玉県西部福祉事務所の所管業務になりますので、いただいたご意見について申し伝えます。

### 4 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。職員だけでなく、利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見ても分かる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】御要望の内容は埼玉県西部福祉事務所の所管業務になりますので、いただいたご意見について申し伝えます。

#### 5 ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】御要望の内容は埼玉県西部福祉事務所の所管業務になりますので、いただいたご意見について申し伝えます。

#### 6 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。

【回答】滑川町、埼玉県西部福祉事務所ともに無料低額宿泊所への入所強要はしておりません。

#### 7 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】御要望の内容は埼玉県西部福祉事務所の所管業務になりますので、いただいたご意見について申し伝えます。

以上